

基く、運動方針をも指示し、且つ必要に應じて直接協力の事。

● 総聯合並に産業別合同に関する決議

本 部 提 案

労働組合の全国的総聯合を完成すること外、以下の急務たることは論を俟たない。

本評議会は創立以來不斷に総聯合の必要を囑道し、且つその推進過程として、地方的協同組織には積極的に参加し、失業反対、惡法反対、政黨建設運動等を各級及団体と協力して來たつた。

更に、本年一月開催せる擴大中央委員会に於ては、今後の具體的方針として左の如く決定した。

- (一) 産業的合同の完成より先に総聯合を一先づ形成するに努めること。(労働産業的の合同を輕視するものではない)
- (二) 地方労働会の設立及内容充実(例へばストライキの如き日常闘争に於ける共同動作の組織化)に努むること。
- (三) 全国的協同会の開催を促進し他の団体の計画せる、全國統一の労働団体の総聯合運動は無条件参加すること。

労働組合の全国的総聯合を完成すること。

本大会は以上の方針を正當に認むると共に、更に左の方針を附加し、茲に現存する地方的組合組織又は産業別団体協議会等に於て各級各団体と密接に協力し、全國總聯合促進の輿論喚起に努むること。

(四) 其他、特定問題に對する全国的地方的協同機關に於いても、各々採る方法をとること。

(五) 總聯合準備機關の設立を促進すること。

(六) 準備機關の構成は、聯合体も単独組合も共に一單位たる事を最も妥當とするが、先づこれに總聯合は、必ず一組合を單位にすべきである。(即ち現存の聯合体は、總聯合に融合する意味)

(七) 先づこれに總聯合の会費は極く少額定むるは謂共(組合員一毫も付金何)を算定單位とすべきである。

(八) 準備過程に於ても、必ず農民組合を加へること。

(九) 總聯合完成の時は、本日本労働組合評議会は解散すること。

以上

産業別合同運動に關しては、本年一月の擴大中央委員会の決定即ち